**介護保険事業者における事故発生時の報告マニュアル**

**1　事故等報告の対象となる事業者及び介護保険サービス**

　介護保険指定事業者（以下「事業者」という）が行う利用者に対する介護保険適用サービスが対象です。（通所サービス等の送迎・施設入所者の通院中も含む）

**2　事故発生時の対応**

　利用者が安心して介護サービスの提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を規定したものであり、発生した事故の原因を究明し分析して対応措置することにより、より良いサービスの提供を目指すこととします。

（1）介護サービス事業者、介護保険施設（以下「介護サービス事業者」とする。）は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者家族等及び利用に係る居宅介護事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。

（2）介護サービス事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければなりません。

**3　事故等の報告を行う範囲について**

（1）サービス提供による利用者の怪我または死亡事故の発生

　①　「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含みます。

　②　報告を要する怪我等とは、医療機関において受診、治療または入院したものとします。

　③　事業所側の過失の有無は問いません。

　④　利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告してください。

（2）職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

　①　利用者の処遇に関するものに限る。例えば、利用者からの預り金の着服、紛失、窃盗、送迎時の事故など。

（3）感染症若しくは食中毒の発生又はそれらが疑われる状況が生じたとき

　①　感染症・食中毒又はそれらが疑われるものが1週間に2名以上発生した場合。

　②　特に施設長等が報告を必要と認めた場合。

（4）利用者が行方不明になった場合

　　利用者が行方不明となった事例において下記のいずれかに該当する場合は報告対象です。

　①　行方不明となった当日中に発見できなかった場合。

　②　警察に捜索願を届け出た場合。

（5）施設等の管理上の事故によって利用者に影響を与えた場合。

　　 施設内での火事等の発生など、施設管理上の事故等により利用者に影響を与えた場合。

（6）その他、報告が必要と認められる事故の発生

　　上記のほか、サービスの提供において利用者の処遇に著しく影響を与えた場合。

**4　報告の手順**

（1）事故発生後、各事業者は釜石市高齢介護福祉課に速やか電話またはファックスにより報告（第一報）を行ってください。

（2）感染症若しくは食中毒の発生又はそれらが疑われる状況が生じたときは、保健所等関係機関へ報告し、指示に従ってください。

（3）事故発生後の経過については、適宜連絡を行ってください。

（4）必要に応じ関係機関へ遅滞なく連絡を行ってください。

（5）事故発生後の処理が進み次第、その後の経過について「介護保険施設等における事故報告書」に整理し報告を行ってください。

　・様式　（別紙）介護保険施設等における事故報告書

**報告先**　釜石市保健福祉部高齢介護福祉課

　　　　　　　〒026-0025　釜石市大渡町3-15-26　保健福祉センター2F

TEL：193-22-0178　　　　　Fax：0193-22-6375

**5　根拠法令（参考）**

\*　介護保険法　第23条および24条、第176条第2項

\*　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準　第37条

\*　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準　第27条

\*　指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準　第35条

\*　特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準　第31条

\*　指定介護老人保険施設の事業の人員及び運営に関する基準　第35条

\*　釜石市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例　第40条、第59条の18、第175条

\*　釜石市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例　第37条